第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの流れ

中間見直しの趣旨

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされています。
- 中間見直し年の大まかな流れ

前年度の点検・評価 → 中間見直し

見直しの対象

〔必須〕
教育・保育施設は、支給認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（0歳児と1・2歳児）ごとに計画策定時に見込んだ令和5・6年度の量の見込み

〔必要に応じて〕
地域子ども・子育て支援事業の計画策定時に見込んだ令和5・6年度の量の見込み

見直しの要否の基準

- 「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要
  ・令和3年4月1日時点の支給認定区分ごと（1号認定、2号認定、3号認定（0歳児と1・2歳児）の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10％以上のかい離がある場合
- 「大きくかい離している場合」に準ずる場合
  ・令和3年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
  ・既に年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しが必要かどうかの判断ができない場合は、本年度見直しを行う必要はなく、令和5年度以降必要に応じて見直しを行う

見直しの手順等

- 量の見込みの見直しの手順、方法等については、内閣府子ども・子育て本部参事官の令和4年3月18日付け事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に準拠します。
- 量の見込みの見直しの結果、確保方策の考え方に変更の必要が生じた場合は修正します。

■ スケジュール（案）

会議・内容		令和4年								令和5年		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童福祉専門分科会					○			○		○		
（点検・評価）	令和３年度実績の把握											
	達成状況の点検・評価											
	結果説明											
	結果公表											
中間見直しについて	令和５・６年度『量の見込み』の見直し											
	令和５・６年度『確保の方策』見直し											
	見直し案の作成											
	見直し案説明											
	見直し案決定											
	決定（庁議）											
	公表											